

共済会および全労済に関する規定

第1条(目的)

この規定は、組合員の相互扶助のため組合規約第1章第4条5項に基づき設けられるものとする。

第2条(制度内容)

1. 組合員の相互扶助のため、本人及びその家族の慶弔ために共済会制度を設ける。
2. 組合員の組合活動中の事故の補償のため、当組合は全労済に加入する。

第3条(適用範囲)

1. 第2条第1項の制度は、当組合加入後一年以上継続して組合費を支払い、なおかつ給付されるときにおいて滞納していない組合員に限られる。
2. 第2条第2項の制度は、全労済の規定に基づく。

第4条(給付)

1. 第2条第1項に基づく給付理由とその金額は別表に定められた通りとする。
2. 第2条第2項に基づく給付に関しては、全労済の規定に基づく。

第5条(代表者)

この規定の代表者は執行委員長とし、執行委員長に事故あるときは副委員長が代行し、それも事故あるときは更に序列の下位の者が代行する。

第6条(原資および会計)

この規定に必要な原資は、定期大会に基づいて予算化され、執行される。但し、その予算より給付額が大幅に超過した場合、その年度だけに限り、別表に基づく金額を執行委員会の決定により変更することを妨げない。

第7条(給付規定)

この規定の給付認定は、本人があらかじめ指定された申請用紙に記入し、執行委員会に提出の上、了承手続を行う。但し、全労済の共済を利用するものは全労済の規定による。

第8条(時効)

この規定による給付金請求の時効は、組合員または給付金を受け取る資格を有する者がその事由の発生を知った日の翌日から1年とする。但し、全労済の共済を利用するものは、全労済の規定による。

第9条(改廃)

この規定の改廃は執行委員会にて行い、大会に報告する。

附則

第1条(施行)

この規定は共済会制度は2003年1月11日より施行し、全労済制度は2003年2月の定例執行委員会の決議後の翌日より施行する。

別表

慶弔見舞金一覧

死亡弔慰金

組合員本人	10万円
配偶者(内縁関係を含む)	5万円
親(血族・姻族を含む)	2万円
子(養子を含む)	2万円
その他同居家族(血族以外も含む)	1万円